

## 議案及び議事の概要

### 第68号議案 議事録の承認について

- 令和4年12月6日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

### 第69号議案 令和4年度奈良県職員I種試験（追加募集第2回）最終合格者の決定について

- 以下のとおり、第2次試験受験者数について確認した上、
- 第2次試験の合格決定基準案について審議し、原案どおり可決（最終合格者を決定。）

試験職種	試験分野	第1次試験 合格者数（人）	第2次試験 受験者数 （人）	最終合格者数 （人）
総合職	総合土木	3	3	2
	建築	1	1	1
	化学	1	1	1
	農学	3	3	2
合計		8	8	6

### 第70号議案 令和4年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験の後期日程の実施について

- 奈良県分（試験職種II種）は前期日程で採用予定人員を確保できなかったため、「令和4年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験実施要綱」に基づく後期日程の実施
  - 採用予定人員
  - 試験期日等
- について審議し、原案どおり可決。

### 第71号議案 公平委員会の事務の受託の廃止について

- 関西広域連合では公平委員会の事務を連合長以外の府県市に2年ごとの持ち回りにより委託している。奈良県は、令和3年度より、当該事務を受託しているが、令和5年3月31日での廃止について、知事から意見を求められたもの。
  - 廃止を了承する旨の回答案
- について審議し、原案どおり可決。

### 第72号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

- 本年の人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例の改正（給料表の改定）に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正等を行い、令和4年4月1日から適用するための所要の規定の整備
- について審議し、原案どおり可決。

### 第73号議案 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

- ・ 本年の人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例の改正（勤勉手当の支給割合の0.10月分引上げ）に伴い、勤勉手当成績率の改正を行い、令和4年12月支給分については令和4年12月1日、令和5年6月以降の支給分については令和5年4月1日から適用する規則改正について知事から依頼があったため、所要の規定の整備について審議し、原案どおり可決。

### 第74号議案 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について

- ・ 本年の人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例等の改正（給料表の改定）に伴い、会計年度任用職員に支給する令和4年度分の報酬、給料及び手当については、改正前の給与条例等の規定に基づき算定する運用の規則改正について知事から依頼があったため、所要の規定の整備について審議し、原案どおり可決。

### 第75号議案 給料の調整額に関する規則の調整基本額について

- ・ 本年の人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例の改正（給料表の改定）に伴い、給料の調整額に関する規則に基づく調整基本額の上限額（給料月額に4.5/100）の改正を行い、令和4年4月1日から適用すること及び職員の定年の引上げに伴う給料の調整額に関する規則の一部改正に伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第29項の規定の適用を受ける職員（給料月額が60歳前の7割水準となる職員）の調整基本額の上限額を新設し、令和5年4月1日から適用することについて審議し、原案どおり可決。

### 第76号議案～第82号議案

- ・ いずれも職員の定年の引上げのため、地方公務員法、職員の定年等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例等の改正に伴い規則・通知の改正等を行うもの。各詳細は以下のとおり。

### 第76号議案 職員の定年等に関する規則の全部改正について

- ・ 標記規則について全部改正を行うもの。
  - ・ 改正内容：管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入に伴い、管理監督職に準ずる職、降任等の際の原則を規定  
管理監督職勤務上限年齢制の例外措置に係る人事委員会の承認について必要事項、特定管理監督職群を規定  
再任用職員制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度の導入に伴う規定整備  
職員に対する情報提供・勤務意思確認制度の導入に伴う規定整備
- について審議し、原案どおり可決。

なお、特定管理監督職群について、あくまで例外措置であることを踏まえ、運用は慎重に行うべきとの意見があった。

#### **第79号議案 定年制度等の運用について**

- ・ 職員の定年等に関する条例及び同規則の運用に関する人事委員長通知の制定について審議し、原案どおり可決。

#### **第77号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定について**

- ・ 職員の定年の引上げのための関係規則を一括して一部改正するための規則の制定。
  - ・ 改正内容：詳細は、別紙のとおり。
- について審議し、原案どおり可決。

#### **第80号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会委員長通知の一部改正等について**

- ・ 職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の運用に関し、人事委員長通知を改正等することについて審議し、原案どおり可決。
- ・ 改正通知：通勤手当の運用について、期末手当及び勤勉手当の運用について、単身赴任手当の運用育児休業等の運用について、職員の勤務時間、休暇等の運用について
- ・ 廃止通知：教職調整額の運用について  
詳細は、別紙のとおり。

#### **第78号議案 給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料に関する規則の制定について**

- ・ 管理監督職勤務上限年齢制により新たに導入される管理監督職勤務上限年齢調整額について、給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定に該当する場合の算定方法について規定する規則の制定  
について審議し、原案どおり可決。

#### **第81号議案 給与条例附則第31項、第33項、第35項又は第36項の規定による給料の運用について**

- ・ 給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料に関する規則の運用に関する人事委員長通知の制定について審議し、原案どおり可決。

#### **第82号議案 奈良県人事委員会事務局規程の一部改正について**

- ・ 給与条例附則第三十一項、第三十三項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料に関する規則及び本規則の運用通知に規定する人事委員会の承認については、事務局長の専決事項とすることについて審議し、原案どおり可決。

第 8 3 号議案 令和 5 年度奈良県警察官採用試験における資格加点に関する要綱の協議  
について

- ・ 警察官の任用に関する細則第 5 条第 2 項の規定に基づき警察本部長から協議があったもの。
- ・ 令和 5 年度の試験から、武道、語学資格及び情報処理関係資格に加え、財務及び国語の計 5 区分の加点制度を実施すること  
について審議し、原案どおり可決。

なお、有用な人材の確保につながるよう、資格加点については社会情勢に即した制度となるよう見直しを行い、また有資格者の活用についても検討していくべき等の意見が出された。

以上

第77号・第80号議案 改正人事委員会規則・通知一覧

規則及び運用通知	主な改正概要
職員の特殊勤務手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> <li>「給料月額×率」を「(給料月額+管理監督職勤務上限年齢調整額)×率」と読み替え</li> </ul>
給料の調整額に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文を整理し、支給対象となる職を第1項に、支給対象職員(常勤)を第2項に、支給対象職員(短時間)を第3項に、調整基本額を第4項に規定</li> <li>第3項第1号：定年前再任用短時間勤務職員 ⇒ 別表を規定</li> <li>第2号：育児短時間勤務等職員等</li> <li>第3号：任期付短時間勤務職員等</li> <li>給料の調整額を定年前の7割の額とするための規定整備</li> </ul>
給料等の支給に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第1号</b>：「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> <li><b>第2号</b>：過去の賃金計算時に使用していた規定。現状、適用職員がいないため削除</li> <li>7割措置の対象となった育児短時間勤務職員等の端数計算を規定</li> </ul>
初任給調整手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に使用していた経過措置規定。現在適用者がいないため削除</li> <li>手当額を定年前の7割の額とするための規定整備</li> </ul>
通勤手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
通勤手当の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
管理職手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2項本文で端数計算(切り捨て)をまとめて規定</li> <li>「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え(第2号)</li> <li>手当額を定年前の7割の額とするための規定整備</li> </ul>
期末手当及び勤勉手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
期末手当及び勤勉手当の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>

規則及び運用通知	主な改正概要
産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給料月額×率」を「（給料月額+管理監督職勤務上限年齢調整額）×率」と読み替え</li> </ul>
農林業普及指導手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給料月額×率」を「（給料月額+管理監督職勤務上限年齢調整額）×率」と読み替え</li> </ul>
教職調整額の支給方法等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
教職調整額の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例解釈上「給料月額」には当然に「給料の調整額」が含まれておらず、またその他の手当について本通知と同内容（給料月額には手当も含まない）の通知が発出されていないことから、本通知を廃止する。</li> </ul>
住居手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
義務教育等教員特別手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> <li>・手当額を定年前の7割の額とするための規定整備</li> </ul>
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国派遣をされている職員が60歳を超えた場合、給料補償を70%までとする規定整備</li> </ul>
単身赴任手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
単身赴任手当の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
職員の育児休業等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
育児休業等の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
管理職員特別勤務手当に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに「定年前再任用短時間勤務職員」の手当額を設定</li> <li>・60歳超職員の手当額を定年前の7割の額とするための規定整備</li> </ul>
職員の勤務時間、休暇等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
職員の勤務時間、休暇等の運用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>

規則及び運用通知	主な改正概要
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用職員と再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
職員からの苦情相談に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これらに準じる場合」として、「定年前再任用（一度退職して再度採用）の場合」を規定する。</li> </ul>
職員の退職管理に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
職員の自己啓発等休業に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法等の改正に伴う条項ずれの規定整備</li> </ul>
会計年度任用職員の給与等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換え</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正により「週当たりの勤務時間が15時間30分」が期末手当の支給対象とされたことから、所要の規定整備</li> </ul>